

事例番号:290309

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第四部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 6 日

19:30 陣痛発来のため入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 39 週 6 日

23:00 子宮口全開大

妊娠 40 週 0 日

1:00 頃- 頻回子宮収縮

2:20 頃- 胎児心拍数陣痛図上、変動一過性徐脈、遅発一過性徐脈頻発

3:10 頃- 高度遷延一過性徐脈

3:25 「胎児仮死」の診断で吸引分娩により児娩出

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:40 週 0 日

(2) 出生時体重:3384g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.126、PCO<sub>2</sub> 64.9mmHg、PO<sub>2</sub> 14mmHg、

HCO<sub>3</sub><sup>-</sup> 21.4mmol/L、BE -8mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 9 点、生後 5 分不明

(5) 新生児蘇生:実施せず

(6) 診断等:

生後 6 日 退院

生後 11 ヶ月 未頸定、中枢性の筋緊張低下、運動発達遅滞

有機酸スクリーニング検査で、グリセロールの排泄増加、非ケトン性ジカルボ  
ン酸尿(アジピン酸、スハリン酸)の軽度排泄増加を認める

(7) 頭部画像所見:

生後 11 ヶ月 頭部 MRI で両側尾状核・被殻・淡蒼球に異常信号を認める、  
異常信号の程度に比べ深部灰白質の萎縮や大脳白質病変の  
合併は目立たない

## 6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名

看護スタッフ:看護師 1 名

## 2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因を解明することが極めて困難な事例であるが、分娩経過中の胎児低酸素・酸血症が関連している可能性を完全に否定することはできない。ただし、低酸素のみでなく、先天代謝異常疾患も関与した可能性を否定できない。

(2) 胎児低酸素・酸血症の原因を解明することは困難であるが、頻回子宮収縮と分娩第 2 期遷延、および臍帯血流障害の可能性を否定できない。

## 3. 臨床経過に関する医学的評価

### 1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

### 2) 分娩経過

(1) 妊娠 39 週 6 日陣痛発来で入院した際の対応(内診、バイタル測定、分娩監視装置装着)は一般的である。

(2) 分娩経過中、分娩監視装置を連続装着したことは一般的であるが、胎児心

拍数陣痛図を 1 cm/分で記録したことは一般的ではない。

- (3) 妊娠 40 週 0 日の胎児心拍数陣痛図は記録速度が 1cm/分のため判読が困難であるが、2 時 30 分に繰り返す遅発一過性徐脈を認める状態で、妊産婦に酸素投与のみを行い、その後も経過観察を続けたことは一般的ではない。
- (4) 妊娠 40 週 0 日 3 時 25 分に「胎児仮死」の適応で吸引分娩としたこと、その回数、要した時間は一般的であるが、吸引分娩実施時の児頭の位置について診療録に記載がないことは一般的ではない。
- (5) 臍帯動脈血液ガス分析を実施したことは一般的である。

### 3) 新生児経過

新生児管理は一般的である。

## 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 胎児心拍数陣痛図の判読と対応を「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」に則して習熟することが望まれる。
- (2) 胎児心拍数陣痛図の記録速度を 3cm/分に設定することが望まれる。  
【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」では、基線細変動の評価や一過性徐脈の鑑別のために、胎児心拍数陣痛図の記録速度を 3cm/分とすることが推奨されている。
- (3) 吸引分娩実施時は児頭の位置について診療録に記載することが望まれる。
- (4) アpgar スコアを採点し記録することが望まれる。

【解説】本事例では生後 5 分のアpgar スコアの記載がなかった。「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」にはアpgar スコア 1 分値と 5 分値を判定し記録することが推奨されている。

- (5) 妊産婦に炭酸水素ナトリウムの使用を控えることが望まれる。

【解説】妊産婦に炭酸水素ナトリウムを投与することによる胎児低酸素への効果に関する根拠はなく、母体への影響のみが残る可能性がある。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

脳性麻痺発症の原因を解明する事が極めて困難な事例を集積し、疫学調査や病態研究等、原因解明につながる研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。